

議案第131号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成23年9月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
E 第59号線	356 90	8 14 ~ 20 98	さいたま市浦和区常盤八丁目105番2地先	さいたま市浦和区常盤七丁目25番2地先	
E 第61号線	318 10	2 73 ~ 8 00	さいたま市浦和区常盤八丁目132番1地先	さいたま市浦和区常盤八丁目2番地先	
E 第62号線	399 40	5 39 ~ 10 33	さいたま市浦和区常盤七丁目138番13地先	さいたま市浦和区常盤七丁目164番10地先	
E 第65号線	415 70	2 73 ~ 6 60	さいたま市浦和区常盤七丁目137番1地先	さいたま市浦和区常盤七丁目112番2地先	
E 第66号線	435 10	8 17 ~ 8 20	さいたま市浦和区常盤七丁目88番地先	さいたま市浦和区常盤七丁目110番9地先	
E 第67号線	454 90	2 73 ~ 4 01	さいたま市浦和区常盤七丁目87番1地先	さいたま市浦和区常盤七丁目60番1地先	
E 第68号線	474 20	5 45 ~ 5 46	さいたま市浦和区常盤七丁目26番1地先	さいたま市浦和区常盤七丁目58番1地先	
L 第244号線	51 90	1 80	さいたま市緑区大字三室字馬場3046番地先	さいたま市緑区大字三室字馬場3045番地先	
第602号線	141 22	4 01 ~ 10 14	さいたま市中央区鈴谷二丁目622番5地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目599番2地先	
第603号線	131 23	6 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目639番1地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目628番1地先	
第618号線	1048 38	4 00 ~ 9 00	さいたま市中央区鈴谷二丁目718番1地先	さいたま市中央区大戸五丁目576番4地先	
第630号線	224 97	2 00 ~ 4 06	さいたま市中央区鈴谷二丁目761番1地先	さいたま市中央区鈴谷二丁目632番2地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
第 6 3 7 号 線	17 92	1 99 ~ 2 00	さいたま市中央区大戸二丁目1067番地先	さいたま市中央区大戸二丁目1066番地先	
第 6 4 0 号 線	16 69	2 00	さいたま市中央区大戸三丁目1041番地先	さいたま市中央区大戸三丁目1040番地先	
第 6 4 4 号 線	252 40	6 91 ~ 7 20	さいたま市中央区大戸三丁目324番地先	さいたま市中央区大戸三丁目280番地先	
第 6 6 0 号 線	409 90	6 86 ~ 8 98	さいたま市中央区大戸三丁目1123番地先	さいたま市中央区大戸二丁目1019番地先	
3 0 1 9 7 号 線	46 07	4 00	さいたま市北区日進町二丁目8番1地先	さいたま市北区日進町二丁目6番地先	